

自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減対策費

299百万円(238百万円)

水・大気環境局自動車環境対策課

1. 事業の概要

平成13年6月に自動車NOx・PM法が成立し、関係8都府県において自動車NOx・PM総量削減計画が作成され、各種施策が総合的に進められている。

自動車NOx・PM法の推進に資するため、自動車交通による環境影響の評価のための基礎情報調査、NOx・PMの総量削減対策の進行管理、局地的な高濃度汚染が見られる道路沿道地域の改善事業、使用過程車対策実証実験を引き続き実施するとともに、新たに、局地汚染対策支援事業、ロードプライシングの効果及び実現可能性調査を行う。

特に、19年度は大気汚染が著しく集中的に施策を講ずることが必要な地域について、局地汚染対策の推進を図るため、自治体が計画を策定し、当該計画に基づき実施する局地汚染対策事業に対し、支援を行う。

2. 事業計画

項目	H18	H19	H20	H21	H22
自動車交通環境影響総合調査(H14~)					→
総量削減対策進行管理検討調査(H14~)					→
局地における大気汚染改善事業(H16~)		→			
使用過程車対策実証実験(H18~)		→			
局地汚染対策支援事業(H19~)				→	
局地汚染対策としてのロードプライシングの効果及び実現可能性調査(H19~)				→	

3. 施策の効果

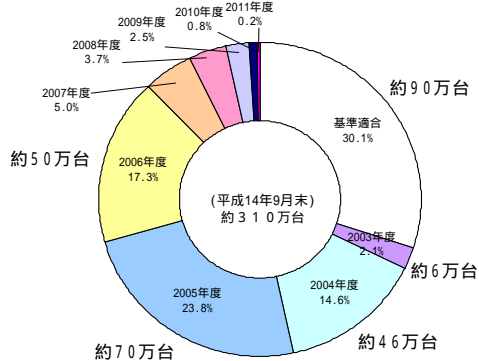
総量削減対策の目標である平成22年度における二酸化窒素、浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成を図る。

自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減対策費

自動車NO_x・PM法

国：車種規制(新車への代替)

排出基準適合状況

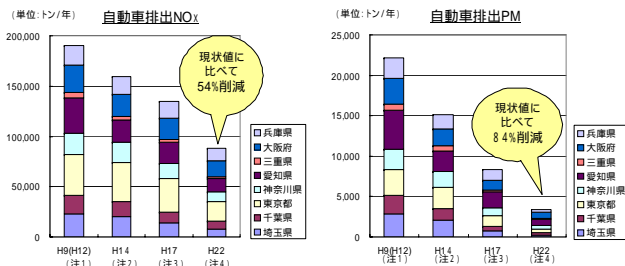


ア 自動車総合調査

注) 対策地域内に使用の本拠を有する同法による規制の対象となるトラック及び特種自動車について、排出基準の適否を推計した。不適合と推計されるものについては、使用可能期限となる年度別に区分した。

自治体：総量削減計画

自動車NO_x・PM法に基づく削減目標



イ 進行管理調査

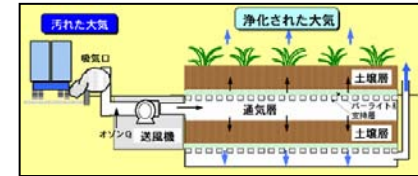
注1) 各都府県が策定した総量削減計画に盛り込まれている現状値(東京都:H12,その他の7府県:H9)の累計 注2) 平成14年度推計値 注3) 総量削減計画に定められた中間目標値 注4) 総量削減計画に定められた目標値

事業者：自動車使用管理計画

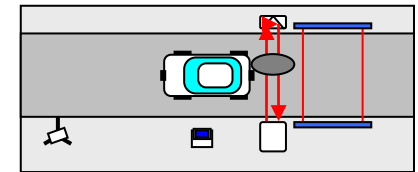
必要に応じ施策の見直し等に反映

その他関連調査

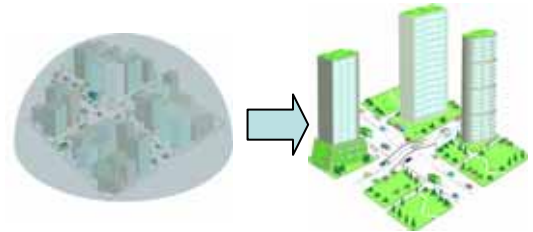
ウ 局地改善事業



エ 使用過程車実証実験



オ 局地汚染対策支援事業



カ 局地汚染対策としてのロードプライシングの効果及び実現可能性調査



平成22年度におけるNO₂・SPM環境基準の達成